

建築基準法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（本則関係） 1

改正案	現行
<p>（仮設建築物等に対する制限の緩和）</p> <p>第四百七条 法第八十五条第二項の規定を受ける建築物（以下この項において「応急仮設建築物等」という。）又は同条第六項若しくは第七項の規定による許可を受けた建築物（いずれも高さが六十メートル以下のものに限る。）については、第二十二條、第二十八條から第三十條まで、第三十七條、第四十六條、第四十九條、第六十七條、第七十條、第三章第八節、第一百二十二條、第一百四十四條、第五章の二、第二百二十九條の三（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。）、第二百二十九條の三の二及び第二百二十九條の三の三の規定は適用せず、応急仮設建築物等については、第四十一條から第四十三條まで、第四十八條及び第五章の規定は適用しない。</p> <p>2 災害があつた場合において建築物の用途を変更して法第八十七條の三第二項に規定する公益的建築物として使用するときにおける当該公益的建築物（以下この項において「公益的建築物」という。）、建築物の用途を変更して同条第六項に規定する興行場等とする場合における当該興行場等及び建築物の用途を変更して同条第七項に規定する特別興行場等とする場合における当該特別興行場等（いずれも高さが六十メートル以下のものに限る。）については、第二十二條、第二十八條から第三十條まで、第四十六條、第四十九條、第一百二十二條、第一百四十四條、第五章の二、第二百二十九條の三の二及び第二百二十九條の三の三の規定は適用せず、公益的建築物については、第四十一條から第四十三條まで及び第五章の規定は適用しない。</p> <p>3 第三百三十八條第一項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げ</p>	<p>（仮設建築物等に対する制限の緩和）</p> <p>第四百七条 法第八十五条第二項の規定を受ける建築物（以下この項において「応急仮設建築物等」という。）又は同条第六項若しくは第七項の規定による許可を受けた建築物（いずれも高さが六十メートル以下のものに限る。）については、第二十二條、第二十八條から第三十條まで、第三十七條、第四十六條、第四十九條、第六十七條、第七十條、第三章第八節、第一百二十二條、第一百四十四條、第五章の二、第二百二十九條の三（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。）、第二百二十九條の三の二及び第二百二十九條の三の三の規定は適用せず、応急仮設建築物等については、第四十一條から第四十三條まで、第四十八條及び第五章の規定は適用しない。</p> <p>2 災害があつた場合において建築物の用途を変更して法第八十七條の三第二項に規定する公益的建築物として使用するときにおける当該公益的建築物（以下この項において「公益的建築物」という。）、建築物の用途を変更して同条第六項に規定する興行場等とする場合における当該興行場等及び建築物の用途を変更して同条第七項に規定する特別興行場等とする場合における当該特別興行場等（いずれも高さが六十メートル以下のものに限る。）については、第二十二條、第二十八條から第三十條まで、第四十六條、第四十九條、第一百二十二條、第一百四十四條、第五章の二、第二百二十九條の三の二及び第二百二十九條の三の三の規定は適用せず、公益的建築物については、第四十一條から第四十三條まで及び第五章の規定は適用しない。</p> <p>3 第三百三十八條第一項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げ</p>

る煙突でその存続期間が二年以内のもの（高さ六十メートルを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に關し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）については、第三百三十九条第一項第三号及び第四号の規定並びに同条第四項において準用する第三十七条、第三十八条第六項及び第六十七条の規定は、適用しない。

4 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第二号に掲げる工作物でその存続期間が二年以内のもの（高さ六十メートルを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に關し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）については、第四百十条第二項において準用する第三百三十九条第一項第三号及び第四号の規定並びに第四百十条第四項において準用する第三十七条、第三十八条第六項及び第六十七条の規定は、適用しない。

5 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第三号又は第四号に掲げる工作物でその存続期間が二年以内のもの（高さ六十メートルを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に關し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）については、第四百四十一条第二項において準用する第三百三十九条第一項第三号及び第四号の規定並びに第四百一条第四項において準用する第三十七条、第三十八条第六項及び第六十七条の規定は、適用しない。

る煙突（高さ六十メートル以下のものに限る。）でその存続期間が二年以内のものについては、第三百三十九条第一項第四号、第三項（第三十七条及び第三十八条第六項の規定の準用に關する部分に限る。）及び第四項（第三十七条、第三十八条第六項及び第六十七条の規定の準用に關する部分に限る。）の規定は、適用しない。

4 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第二号に掲げる工作物（高さ六十メートル以下のものに限る。）でその存続期間が二年以内のものについては、第四百十条第二項において準用する第三百三十九条第一項第四号、第四百十条第三項（第三十七条及び第三十八条第六項の規定の準用に關する部分に限る。）及び第四百十条第四項（第三十七条、第三十八条第六項及び第六十七条の規定の準用に關する部分に限る。）の規定は、適用しない。

5 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第三号又は第四号に掲げる工作物（高さ六十メートル以下のものに限る。）でその存続期間が二年以内のものについては、第四百四十一条第二項において準用する第三百三十九条第一項第四号、第四百四十一条第三項（第三十七条、第三十八条第六項及び第七十条の規定の準用に關する部分に限る。）及び第四百四十一条第四項（第三十七条、第三十八条第六項、第六十七条及び第七十条の規定の準用に關する部分に限る。）の規定は、適用しない。